

庁用自動車の賃貸借契約書（案）

借主 佐賀県（以下「甲」という。）と貸主 （以下「乙」という。）とは、次のとおり賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の内容）

第2条 契約の内容は、次のとおりとする。

- （1） 賃貸借物品 別紙1「賃貸借物品一覧」記載の自動車 一式
- （2） 賃貸借期間 別紙1「賃貸借物品一覧」のとおりに
- （3） 賃貸借料 総額 円（うち消費税及び地方消費税額 円）
（月額賃借料（メンテナンス料を含む。）は別表のとおりに）
- （4） 納入場所 佐賀県出納局総務事務センターが指定する場所

（契約保証金）

第3条 甲は、佐賀県財務規則第115条第3項第3号により、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し、もしくは請け負わせ、並びに担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（納入等）

第5条 乙は、第2条第2号の賃貸借期間の初日（以下「賃貸借開始日」という。）に賃貸借物品について甲を使用者とした登録を行い、甲に自動車検査証の写しを提出するものとする。

2 乙は、前項により登録を行った賃貸借物品に仕様書に定める装備を施し使用可能な状態に調整した上で、甲が指定する日（以下「納入指定日」という。）までに同条第4号の納入場所（以下「保管場所」という。）に納入をしなければならない。

3 第1項の登録及び前項の納入に要する費用は、乙の負担とする。

（検査）

第6条 乙は、賃貸借物品を使用可能な状態で甲に納入したときは、その旨を遅滞なく甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受領したときは、速やかに検査し、その検査に合格したときをもって、乙から借入物品の引渡しを受けたものとする。

3 乙は、賃貸借物品が甲の検査に合格しなかったときは、甲の指定する日までに、その指示に従い、これを補正しなければならない。この場合において、賃貸借物品の補正に要する費用は、乙の負担とする。

4 第1項及び第2項の規定は、賃貸借物品の補正が完了したときについて準用する。

（賃貸借料の支払）

第7条 乙は、各月の履行完了後、リース料の月額を支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の正当な請求書を受領した日から30日以内に、リース料を乙に支払うものとする。

3 甲の責に帰する事由により、前項の支払期限までにリース料が支払われない場合、乙は甲に対し、支払期限

到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5%の割合で算定した遅延利息を請求することができる。

(履行遅滞に対する遅延損害金)

第8条 乙は、賃貸借開始日までに賃貸借物品の登録が困難となったとき、又は納入指定日までに賃貸借物品を甲に引渡すことが困難となったときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面により賃貸借開始日又は納入指定日の延期を甲に申請し、甲の書面による承認を得なければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由による遅延の場合はこの限りでない。

2 前項本文の場合において、乙の責めに帰すべき事由により、賃貸借開始日までに賃貸借物品の登録が行えなかったときは、乙は、賃貸借開始日の翌日から賃貸借物品の登録をした日までの遅滞日数に応じ、リース料総額に年2.5パーセントの割合で算定した遅滞損害金を甲に支払わなければならない。

(転貸の禁止)

第9条 甲は、賃貸借物品を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙の書面による承認があったときは、この限りでない。

(公租公課等)

第10条 賃貸借物品に係る公租公課、自動車損害賠償責任保険料は、乙が負担する。

(担保責任)

第11条 賃貸借物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであった場合は、甲は、自動車の保証書に従い、自動車の製造者又は販売者から担保責任の履行を受けるものとする。この場合において、乙は、甲のそれらの者に対する請求又は権利行使につき、可能な範囲で協力を行うものとする。

(賃貸借物品の管理等)

第12条 甲は、賃貸借物品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲は、賃貸借物品を保管場所で保管するものとし、当該保管場所を変更するときは、事前に乙に承諾を得なければならないものとする。

3 乙は、いつでも賃貸借物品の保管及び使用状況を検査できるものとし、甲は、当該検査に協力するものとする。

4 甲は、乙から賃貸借物品に乙の所有権の標示又は乙の所有権を明示する標識の設置の指示があったときは、これに応じるものとする。

(原状の変更)

第13条 甲は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ乙の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 賃貸借物品に他の物件を取り付けるとき。
- (2) 賃貸借物品の改造又は模様替えをしようとするとき。
- (3) 賃貸借物品の規格、性能又は仕様を変更しようとするとき。

2 前項の行為に係る費用は、甲の負担とする。

(譲渡禁止、権利保全)

第14条 甲は、賃貸借物品若しくはこの契約上の権利を第三者に譲渡し、又は乙の権利を侵害する一切の行為をしてはならない。

2 甲は、賃貸借物品が第三者から侵害を受けないように保全するとともに、侵害があったときは、直ちに乙に通知するとともに、速やかにその事態を解消するものとする。

3 乙が権利を保全するために必要な措置をとったときは、甲は乙の支払った一切の費用を負担するものとする。

4 甲は、賃貸借物品の占有を侵奪されたときは、直ちに乙に通知し、紛失届又は盗難届を所轄の警察署に提出するものとする。

(事故処理)

第15条 甲は、賃貸借物品に事故が発生したときは、速やかに乙の指示に従い乙に事故報告を行うものとする。

2 甲は、賃貸借物品が事故により損傷したときは、甲の負担により当該賃貸借物品を修理するものとする。

(賠償責任)

第16条 甲は、賃貸借物品の使用又は保管等に起因して第三者に損害を与えたとき、又は第三者との間で紛争が生じたときは、自己の責任と負担によってこれを賠償し、又は解決するものとする。

(賃貸借物品の滅失・き損、契約の終了)

第17条 賃貸借物品の引渡後、返還までの間に、賃貸借物品が紛失、盗難、火災又は風水害等によって滅失(修理が不能又は著しく困難な場合を含む。以下この条において同じ。)又はき損したときは、その負担は甲が負うものとする。ただし、賃貸借物品の滅失又はき損が、乙の責めに帰すべき事由によるとき、又は甲の通常の使用に伴う消耗若しくは損耗のときはこの限りでない。

2 甲の責めに帰すべき事由により、賃貸借物品が滅失又はき損し、又は甲がその占有を失ったときは、甲は、当該賃貸借物品に係る未発生のリース料全額から、当該賃貸借物品に係る未発生費用(仕様書に記載のリース料に含まれる費用のうち、未発生費用をいう。)を控除した金額を契約解除金として乙に支払うものとする。

3 前項の場合において、甲が支払うべき契約解除金の支払完了と同時に、当該賃貸借物品の契約は終了するものとし、乙は当該賃貸借物品を廃棄するとともに登録を抹消するものとする。

(費用負担)

第18条 甲は、任意自動車保険料を負担し、乙は、仕様書に定める費用を負担するものとする。

2 第2条の賃貸借期間中にこの契約に基づく公租公課若しくは自動車損害賠償責任保険料の額が変更された場合の取扱いは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(重要事項の通知)

第19条 甲は、住所、代表者その他事業内容及び組織に関する事項に重要な変更があったときは、直ちに乙に通知するものとする。

(契約違反)

第20条 甲が第2条に定める月額リース料の支払を怠った場合その他この契約に違反した場合、乙は、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

- (1) リース料又はその他一切の費用の一部又は全部の即時の弁済の請求
- (2) 賃貸借物品の引揚げ、一時引渡し又は返還の請求
- (3) この契約の解除

2 乙が前項第1号又は第2号に規定する行為をとった場合でも、この契約による甲の義務は免除されない。

3 乙が第1項第3号によりこの契約を解除したときは、甲は、すべての賃貸借物品について、当該賃貸借物品に係る未発生のリース料金全額から、当該賃貸借物品に係る未発生費用(仕様書に記載のリース料に含まれる費用のうち、未発生費用をいう。)を控除した金額を損害金として乙に支払うものとする。

(賃貸借物品の返還)

第21条 第2条の賃貸借期間が満了した場合、又は前条により乙から賃貸借物品の返還を請求された場合は、甲は、乙の指示に従って返還するものとする。

2 前項の規定により賃貸借物品が返還された場合であって、賃貸借物品若しくはその付属品に通常の使用による損耗以上の損傷があったとき、又は改造、模様替等による価値の減少があったときは、甲は、その損害を賠償するものとする。

3 甲が賃貸借物品の返還を怠った場合は、乙は賃貸借物品の所在場所から平穩に引き上げることができるものとし、甲はこれに対してなんらの異議を述べないものとする。

4 甲は、賃貸借物品の返還を怠った場合は、返還完了まで、遅延日数に応じたリース料相当額の損害金を乙に対し支払うものとする。

5 第1項に規定する返還、又は第3項に規定する引き上げに要する費用は、乙の負担とする。

(メンテナンス・サービス)

第22条 乙は、第2条の賃貸借期間中、賃貸借物品について、仕様書に定めるメンテナンス（以下「メンテナンス」という。）を行うものとする。ただし、次に掲げる事項及び仕様書に定めるメンテナンス対象外事項はこの限りでない。

- (1) 甲が法令で定められた日常点検整備を怠ったことに起因する修理等
 - (2) 甲の故意若しくは重大な過失に起因する修理等
 - (3) 甲が乙の了解を得ず、他の整備工場等において独自で行った整備等
- 2 メンテナンスは、乙指定の整備工場が実施するものとし、乙は、甲がメンテナンスを受ける場合は、事前に当該整備工場及び甲に連絡をするものとする。
- 3 メンテナンスに係る基準は、乙が別途定めるものとする。なお、乙は、道路運送車両法の整備基準の変更に応じて、メンテナンスに係る基準を変更することができるものとする。

(スケジュール点検)

第23条 この契約において、メンテナンスのうちスケジュール点検とは、乙が定めるメンテナンス点検整備基準に基づく点検をいい、次に定めるところにより実施するものとする。

- (1) スケジュール点検は、原則として6か月ごとに実施するものとする。なお、甲は、実際の月間走行距離が著しく超過した場合は、別途の費用を負担して同様の点検を要請することができるものとする。

(契約の内容の変更)

第24条 甲は、賃金、物価等に著しい変動があったときなど、必要があると認めるときは、契約の内容を変更することができる。この場合における変更内容は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(契約解除)

第25条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって乙に通知することにより、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 使用開始日までに賃貸借物品の納入を完了しないとき又は使用開始日経過後相当の期間内に納入を完了する見込みが明らかでないとき。
- (3) 契約の締結又は履行に関し、不正の行為があったとき。
- (4) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(違約金等)

第26条 甲は、前条第1項の各号の一に該当したことにより契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収する。

2 前項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期間内に支払わなかったときは、乙は期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する遅延利息を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

4 前条第2項の規定により契約を解除した場合、甲は賃貸借物品に係る未発生のリース料金全額から、当該リース料金に係る未発生費用（仕様に記載のリース料に含まれる費用のうち、未発生費用をいう。）を控除した金額を違約金として乙に支払うものとする。

(契約の費用)

第27条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第28条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(疑義等の決定)

策29条 この契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。また、この契約に定めのない事項で必要がある場合は、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の定めるところによる。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

借主(甲) 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局総務事務センター

センター長 中 川 俊 二

貸主(乙)

仕 様 書

- 1 件 名 庁用自動車の賃貸借
- 2 対象車両台数 新車リース車両 7 台
- 3 配置場所 佐賀県出納局総務事務センター
- 4 賃貸借期間 別紙 1「賃貸借物品一覧」のとおり
- 5 リース車両の規格及び付属品等
別紙 1・別紙 2 のとおり
- 6 リースの方法
車両を 8 に掲げるメンテナンス付きでリースする方式
- 7 月間予想走行距離（一台当たり平均値） 約 1, 0 0 0 k m
- 8 メンテナンス内容

原則としてメンテナンス時には、受注者が車両をその保管場所で引き取り、「物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規定（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）」第 1 条の規定に基づく入札参加資格を有する者のうち受注者が指定する整備工場において以下のとおり実施するものとする。

また、受注者が指定する整備工場は、佐賀県庁から 10 km 以内の場所に所在するものに限る。

(1) スケジュール点検

スケジュール点検とは、受注者が定めるメンテナンス整備基準に定める点検をいう。
スケジュール点検は、6 ヶ月ごとに実施するものとする。

なお、実際の月間走行距離が仕様書に定める月間予想走行距離を著しく超過した場合は、この点検とは別に、県の費用負担により同様の点検をすることを受注者に対して要請することができるものとする。

エンジン	・ファンベルトのたわみ量	・エンジン・オイルの量
	・冷却水の量	・エンジン・オイルのよごれ
	・ファンベルトの損傷	・エンジンのかかり具合、異音
	・低速及び加速の状態	・補機バッテリーの液量
	・補機バッテリーの比重	・駆動用バッテリーの容量
ステアリング	・パワーステアリングベルトの緩み	
ブレーキ	・パーキングブレーキのきき具合	
	・ブレーキオイルの液量	・ブレーキのきき具合

	・ブレーキペダルの遊び	・ブレーキペダルの踏み残りしろ
	・ブレーキホース、パイプのオイル漏れ、損傷、取り付け状態	
タイヤ	・タイヤの空気圧	・タイヤの溝の深さ
	・タイヤのき裂、損傷	・タイヤの異常な磨耗
その他	・計器類の作用	・ワイパーの作用
	・灯火装置の作用	・ウォーニングランプの作用
	・ウインドウォッシャの作用	・ウインドウォッシャの液量
	・シートベルトの損傷、作用	・エアコンディショナーの作用
	・下回り各部の損傷、漏れ	・変速機の作動状況確認
	・スペアタイヤジャッキ又は応急用パンク修理キットの状態	
	・洗車	

- (2) 法定点検（スケジュール点検項目を含む）
- (3) 継続車検整備（スケジュール点検項目を含む）
- (4) エンジンオイル及びオイルフィルタの交換（メーカーの点検基準による）
- (5) タイヤ交換（必要に応じて）
- (6) パンク修理、バースト交換（縁石等の接触によるものを除く）
- (7) 補機バッテリー交換
- (8) 各種消耗品の交換及び補充
- (9) 故障修理
- (10) その他安全走行に必要な点検・修理（新車点検を含む）

9 メンテナンスに含まないもの

- (1) 日常点検
- (2) 燃料代、電気代、駐車料金、高速道路料金
- (3) 県が装備した架装、装備の修理・取替え費用
- (4) 経年劣化等による自動車本体及び付属品の腐食、老化、退色の修理、復元等
- (5) 県の過失によるトラブル（キーロック、ガス欠など）の処理費用

10 リース料に含まれるもの

- (1) 車両の変更登録費用（車両移動に伴う住所変更等）
- (2) 自動車税・軽自動車税
- (3) 自動車重量税
- (4) 自動車損害賠償責任保険料
- (5) 自動車税環境性能割
- (6) 自動車リサイクル料金
- (7) 8に定めるメンテナンスに要する費用

11 リース料の支払

毎月払い（履行後翌月払い）

12 事故処理

事故により、リース車両が損傷したときは、速やかに受注者に報告するとともに、県において車両を修理するものとする。

13 その他

- (1) 受注者は、点検整備等の記録ができるものを当該車両内に保管すること。
- (2) 受注者は、車両内にリース会社名、メンテナンス工場名及びそれらの連絡先を表示すること。
- (3) 受注者は、事故、故障等使用に支障が生じるような場合は、24時間、365日、万全な体制で迅速に対応すること。
- (4) 受注者は、月毎の点検、整備計画書を作成し、該当月の3か月前までに提出すること。
- (5) 受注者は、点検、整備を行う場合は、車両ごとに実施時期をずらす等、可能な限り公務の支障とならないよう当該車両配置所属の管理担当者と調整すること。
- (6) 受注者は、点検、整備終了後は、結果報告書を速やかに提出すること。
- (7) 受注者は、リース期間満了後は速やかに車両を引き取ること。
- (8) 受注者は、自動車製造メーカーの責めによる^{かし}等（リコール等）の不具合が発生した場合は、該当車両が安全に運行ができる状態となるよう誠実に対応すること。
- (9) 受注者は、駆動用バッテリーの容量が自動車製造メーカーが保証する値を下回った場合、該当車両の駆動用バッテリーの容量を復帰させるよう対応すること。
- (10) 任意自動車保険は、県の責任により別途加入する。
- (11) 本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、県と受注者の双方で協議のうえ決定するものとする。

別紙1「賃貸借物品一覧」

項番	車両種別	車種名称	台数	型式	リース開始日	リース終了日
1	小型乗用車 ボンネットワゴンタイプ 1200ccクラス (ハイブリッド)		3		令和8年(2026年) 6月1日	令和17年(2035年) 5月31日
2	小型乗用車 1500ccクラス (ハイブリッド)		3		令和8年(2026年) 6月1日	令和17年(2035年) 5月31日
3	小型乗用車 ボンネットワゴンタイプ 1500ccクラス (ハイブリッド)		1		令和8年(2026年) 6月1日	令和17年(2035年) 5月31日
計			7			

別紙2「車両仕様」

番号	車種	駆動	定格出力	仕 様 等
1	小型 四輪 乗用車 ボン ネット ワゴン タイプ	ハイブ リッド 2WD (FF)	1200cc クラス	動力伝達方式:AT、CVT又は電気式無段変速機 燃料:レギュラーガソリン 乗車定員:5名 車体塗色:ホワイト系又はシルバー系(有料塗装色を除く) 安全機能:運転席/助手席SRSエアバック、 衝突被害軽減ブレーキ 仕様・装備:エアコン、パワステ、AM/FMラジオ、 熱線リアウインドウ、パワードアロック、ナビゲーション(TV機 能なし)、バックモニター、全席パワーウインドウ、「タイヤパンク 応急修理セット」又は「スペアタイヤ及び交換工具」 付属品:サイドバイザー、フロアマット、前後ドライブレコー ダー
2	小型 四輪 乗用車	ハイブ リッド 2WD (FF)	1500cc クラス	動力伝達方式:AT、CVT又は電気式無段変速機 燃料:レギュラーガソリン 乗車定員:5名 車体塗色:ホワイト系又はシルバー系(有料塗装色を除く) 安全機能:運転席/助手席SRSエアバック、 衝突被害軽減ブレーキ 仕様・装備:エアコン、パワステ、AM/FMラジオ、 熱線リアウインドウ、パワードアロック、ナビゲーション(TV機 能なし)、バックモニター、全席パワーウインドウ、「タイヤパンク 応急修理セット」又は「スペアタイヤ及び交換工具」 付属品:サイドバイザー、フロアマット、前後ドライブレコー ダー
3	小型 四輪 乗用車 ボン ネット ワゴン タイプ	ハイブ リッド 2WD (FF)	1500cc クラス	動力伝達方式:AT、CVT又は電気式無段変速機 燃料:レギュラーガソリン 乗車定員:6名 車体塗色:ホワイト系又はシルバー系(有料塗装色を除く) 安全機能:運転席/助手席SRSエアバック、 衝突被害軽減ブレーキ 仕様・装備:エアコン、パワステ、AM/FMラジオ、 熱線リアウインドウ、パワードアロック、ナビゲーション(TV機 能なし)、バックモニター、全席パワーウインドウ、「タイヤパンク 応急修理セット」又は「スペアタイヤ及び交換工具」 付属品:サイドバイザー、フロアマット、前後ドライブレコー ダー

2030年度燃費基準値
80%達成以上
かつ
平成17年基準排出ガス
75%低減レベル達成車
または
平成30年基準排出ガス
50%低減レベル達成車
であること

※ 装備・付属品は、標準装備及びメーカーオプション又はディーラーオプションとすること。

別表

庁用自動車の賃貸借料内訳(消費税及び地方消費税含)

(単位:円)

年度	期間	月額賃貸借料	支払総額(年度計)
令和8年度	令和8年6月分～令和9年3月分		
令和9年度	令和9年4月分～令和10年3月分		
令和10年度	令和10年4月分～令和11年3月分		
令和11年度	令和11年4月分～令和12年3月分		
令和12年度	令和12年4月分～令和13年3月分		
令和13年度	令和13年4月分～令和14年3月分		
令和14年度	令和14年4月分～令和15年3月分		
令和15年度	令和15年4月分～令和16年3月分		
令和16年度	令和16年4月分～令和17年3月分		
令和17年度	令和17年4月分～令和17年5月分		
合計			